

令和 5 年度

さいたま市立桜山中学校 P T A

総 会 資 料

日時 令和 5 年 5 月 1 8 日（木） 15 時 35 分～

会場 さいたま市立桜山中学校 体育館

令和5年度 桜山中学校PTA総会次第

1. 開会のことば

2. 会長あいさつ

3. 校長あいさつ

4. 議案審議

1号議案 令和4年度事業報告の承認

2号議案 令和4年度決算報告及び監査報告の承認

3号議案 来年度の名称・組織改定に向けた事前審議

4号議案 令和5年度桜山サポートチーム(仮)の事務局と監事（案）
の承認

新メインサポーター紹介並びに代表あいさつ

5号議案 桜山サポートチーム(仮)令和5年度事業計画（案）の承認

6号議案 桜山サポートチーム(仮)令和5年度予算（案）の承認

5. 閉会のことば

令和4年度 桜山中学校PTA事業報告

月	日	曜日	P T A 事業内容	月	日	曜日	区P連・市P協等事業内容
R4	8	金	1学年役員選出	R4	14	木	市P協 新役員研修会
	11	月	資源回収の案内配付		16	土	区P連 新旧会長会
4	23	土	新常任委員会	4			
	27	水	PTA会費集金		20	金	区P連 新旧常任理事会
5	17	火	PTA総会(アンケートメールによる審議)	5			
	20	金	ベルマーク運動案内配付		2	木	区P連 総会
	〃	〃	岩槻さくら保育園にベルマーク協力依頼配付	6	18	土	市P協 総会
6	1	火	資源回収案内自治会配付		25	土	区P連 第1回会長会
	14	月	あいさつ運動案内配付	7	7	木	区P連 第1回常任理事会
	28	月	資源回収団体登録申請		〃	〃	市P協 役員セミナー
7	9	土	第1回常任委員会	8			
			夏休み学区内パトロール	9			
8			夏休み学区内パトロール	10	1	土	区P連 第2回(正副)会長会
9	3	土	校内クリーン活動		25	火	主任児童委員交流会
	17	土	体育祭協力	11			
	〃	〃	生徒に飲料を配付	12	15	木	区P連 第2回常任理事会
	22	木	ベルマーク集計・送付	R5	14	土	区P連 第3回会長会
10				1			
11	5	土	中間監査	2			
	〃	〃	花苗植え活動	3	1	水	区P連 第3回常任理事会
12	16	金	第2回常任委員会 (中止)				
R5	7	土	新入生保護者説明会協力				
1	30	月	資源回収補助金交付申請				
2	22	水	ベルマーク預金で図書を購入				
3	1	水	インクカートリッジ集計・送付				
	15	火	広報紙号外「卒業特集号」発行				
	〃	〃	卒業式協力				
	〃	〃	卒業生に記念品と紅白饅頭を贈呈				
	〃	〃	在校生に饅頭を配付				
	17	金	第3回常任委員会				
	28	火	会計監査				
毎月			給食牛乳パック集計表送付 資源回収				

部会	各部共通 (随時)
あいさつ運動、資源回収協力、ベルマーク収集協力、部活動引率	PTA会員共通

令和4年度 桜山中学校PTA 決算書

1 収入の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	摘 要
会 費	655,200	664,200	9,000	3,600円×179名+1,800円×11名
繰 越 金	231,801	231,801	0	
雑 収 入	5	872	867	利息等
合 計	887,006	896,873	9,867	

2 支出の部

項 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	摘 要
1 事 務 費	105,000	117,276	12,276	
①備品・消耗品費	40,000	97,367	57,367	衛生用品、プリンター、インク、ホワイトボード、文具等
②通信・運搬費	10,000	1,588	-8,412	切手、送料、振込手数料等
③交通費	20,000	6,720	-13,280	
④慶弔費	20,000	0	-20,000	
⑤保険費	15,000	11,601	-3,399	PTA活動総合補償制度保険料
2 会 議 費	10,000	3,270	-6,730	
3 事 業 費	200,000	63,744	-136,256	
①行事費	60,000	34,264	-25,736	クリーン活動、花苗、保護者用名札
②広報紙印刷費	100,000	29,480	-70,520	卒業特集号発行費
③研修費	40,000	0	-40,000	
4 負 担 金	30,000	22,525	-7,475	市P・区P連負担金
5 教 育 振 興 費	430,000	158,432	-271,568	
①教育奨励費	180,000	136,097	-43,903	駅伝バス代、卒業記念品、まんじゅう等
②学校行事助成費	140,000	22,335	-117,665	儀式花、体育祭飲物
③教育環境整備費	50,000	0	-50,000	
④教育研究助成費	60,000	0	-60,000	
6 周年行事積立費	50,000	50,000	0	創立記念事業積立金
7 予 備 費	62,006	97,317	35,311	パソコン、マウス
合 計	887,006	512,564	-374,442	

3 差引残高

収入 896,873円 - 支出 512,564円 = 残金 384,309円

残金 384,309円 - 返金 184,500円 = 残高 199,809円

残高 199,809円は令和5年度に繰越します。

上記の通り報告いたします。

令和5年3月28日

PTA会長

印

監査の結果、上記会計報告に相違ないことを認めます。

令和5年3月28日

監 事

印

監 事

印

令和4年度 桜山中学校PTA 特別会計報告書

【資源回収】

1	収入の部	539,235	円
1	令和3年度繰越金	454,167	円
2	資源回収収益金 (R3.12～R4.11月)	23,664	円
3	さいたま市補助金 (R4.1～R4.12月)	61,400	円
4	利息	4	円

2	支出の部	9,500	円
1	中学校体育連盟負担金	8,000	円
2	女子体育連盟負担金	1,500	円

3 差引残高 収入 539,235円 - 支出 9,500円 = 残高 529,735円
 残高 529,735円は令和5年度に繰越します。

【創立記念事業積立金】

1	収入の部	1,529,346	円
1	令和3年度繰越金	1,479,332	円
2	積立金 (PTA会費より)	50,000	円
3	利息	14	円

2 支出の部 0 円

3 差引残高 収入 1,529,346円 - 支出 0円 = 残高 1,529,346円
 残高 1,529,346円は令和5年度に繰越します。

上記の通り報告いたします。

令和5年3月28日

PTA会長

㊞

監査の結果、上記の会計報告に相違ないことを認めます。

令和5年3月28日

監事

㊞

監事

㊞

来年度の名称・組織改定に向けた事前審議 〈PTA改革案〉

『できる時に、できる人が、できる事を』

- 1 目的 私たちの生徒が、安心・安全な学校で、豊かな教育環境のもと、
楽しく充実した学校生活を送れるように、応援・支援していきましょう！

- ◎ PTAの堅いイメージをなくし、楽しく進んで活動できる
- ◎ 活動を細分化し、できる事を担当する
- ◎ 時代や環境の変化に合った活動 （必要性を考慮する）

- 2 現在のPTAを見直し、変更したいこと

	現在	新（案）
名称変更	PTA	桜山サポートチーム（仮）
	会員	サポーター
	会長	代表
	副会長	学校担当
	幹事	庶務
	常任委員	メインサポーター
	顧問	相談員
部の廃止	執行部	事務局
	専門部	部の活動を細分化し、 担当制（チーム）にする
会費	生徒1人3600円/年 2人目1800円/年 教職員1人3600円/年	生徒1人2500円/年 2人目2000円/年 教職員1人2500円/年

- 3 本年度の活動について（今後の流れ）

- (1) 本年度1年間、上記「新（案）」でPTAを運営
- (2) 年度内に臨時総会を開催し、(1)の結果、来年度以降「新（案）」に
PTA会則を改定するかどうか審議する
- (3) (2)で会則改定が承認されたら、来年度以降新しい組織として活動を開始する
- (4) PTAの新名称については、後日アンケートをとる予定です

令和5年度 事務局スタッフ（案）

事務局	代 表		
	学校担当		
	庶 務		

監 事		

参 与		
-----	--	--

相談員		
-----	--	--

令和5年度 桜山サポートチーム（仮） 事業計画（案）

月	日	曜日	P T A 事業内容	月	日	曜日	区P連・市P協等事業内容
R5 4	10	月	入学式協力 役員選出 資源回収の案内配付	R5 4	13 15	木 土	市P協 新役員研修会 区P連 新旧会長会
5	18	木	PTA総会 PTA会費集金 ベルマーク運動案内配付 岩槻さくら保育園にベルマーク協力依頼配付 あいさつ運動案内配付	5	16	火	区P連 新旧常任理事会
6			資源回収案内自治会配付 資源回収団体登録申請 校庭除草活動	6	1 17	木 土	区P連 総会 市P協 総会
7			第1回サポーター連絡会 夏休み学区内パトロール	7	6	木	区P連 第1回常任理事会 市P協 役員セミナー
8			夏休み学区内パトロール 東岩槻祭りパトロール	8			
9	16 〃	土 〃	校内クリーン活動 体育祭協力 生徒に飲料を配付	9	16	土	区P連 第1回会長会
10			中間監査	10			区P連 意見交換会(正副会長) 主任児童委員交流会
11				11	30	木	区P連 第2回常任理事会
12			花苗植え活動 臨時総会	12			
R6 1	13	土	新入生保護者説明会協力 ベルマーク集計・送付 資源回収補助金交付申請	R6 1	27	土	区P連 第2回会長会
2			ベルマーク預金で図書を購入 第2回サポーター連絡会	2	29	木	区P連 第3回常任理事会
3	15 〃 〃 29	金 〃 〃 金	「桜樹127号」発行 広報紙号外「卒業特集号」発行 卒業式協力 卒業生に記念品と紅白饅頭を贈呈 会計監査	3			
毎月			給食牛乳パック集計表送付 資源回収				

会議、打合せ	各担当共通（随時）
あいさつ運動、資源回収協力、ベルマーク収集協力、部活動引率	サポーター共通

令和5年度 桜山サポートチーム（仮） 予算書（案）

1 収入の部

（単位：円）

項 目	R5年度予算額	R4年度予算額	比較増減	摘 要
会 費	465,500	655,200	-189,700	2,500円×175名+2,000円×14名
繰 越 金	199,809	231,801	-31,992	
雑 収 入	5	5	0	利息等
合 計	665,314	887,006	-221,692	

2 支出の部

項 目	R5年度予算額	R4年度予算額	比較増減	摘 要
1 事 務 費	100,000	105,000	-5,000	
①備品・消耗品費	60,000	40,000	20,000	用紙、インク、文具、衛生用品等
②通信・運搬費	10,000	10,000	0	切手、送料、振込手数料等
③交通費	15,000	20,000	-5,000	
④慶弔費	0	20,000	-20,000	
⑤保険費	15,000	15,000	0	PTA活動総合補償制度保険料
2 会 議 費	10,000	10,000	0	総会等
3 事 業 費	180,000	200,000	-20,000	
①行事費	90,000	60,000	30,000	行事運営費等
②広報紙印刷費	80,000	100,000	-20,000	広報紙「桜樹」発行費等
③研修費	10,000	40,000	-30,000	市P協・区P連事業研修費等
4 負 担 金	25,000	30,000	-5,000	市P・区P負担金、中体連負担金
5 教 育 振 興 費	210,000	430,000	-220,000	
①教育奨励費	160,000	180,000	-20,000	校外学習補助、卒業記念品等
②学校行事助成費	0	140,000	-140,000	
③教育環境整備費	50,000	50,000	0	
④教育研究助成費	0	60,000	-60,000	
6 周 年 行 事 積 立 費	50,000	50,000	0	創立記念事業積立金
7 予 備 費	90,314	62,006	28,308	
合 計	665,314	887,006	-221,692	

さいたま市立桜山中学校PTA会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会はさいたま市立桜山中学校PTA（以下本会という）と称し、事務局を桜山中学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は保護者と教職員が相互の研修と協力によって、家庭と学校と社会における生徒の健全な成長を図ること、また、桜山中学校の教育振興に寄与することを目的とする。

(事業・活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業と活動を行う。

- ① 会員相互の向上のための研修と親睦
- ② 家庭と学校と地域の連携
- ③ 学校教育の研究推進と生徒の活動の助成
- ④ 生徒の福祉厚生のための協力
- ⑤ 学校及び教育環境の整備の助成
- ⑥ 関係諸団体との連絡及び協調
- ⑦ その他本会の目的達成に必要な事項

2 本会は特定の政党や宗教に偏ることなく、また本会の名誉を損なうような行為は行わない。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- ① 本校に在籍する生徒の保護者で会費を納入した者
- ② 本校に勤務する教職員で会費を納入した者

第3章 会計

(経費)

第5条 本会の経費は会費及びその他の収入によって支弁する。

(会費)

第6条 会員は定められた会費を納めるものとする。

2 会費は、保護者は一家庭の在籍生徒1人につき年額3600円とし、2人目は半額、3人目から免除する。教職員は本人1名につき年額3600円とする。ただし、転出入の場合は月割りとする。

(会計監査)

第7条 本会の経理は、監事の会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第4章 役員

(役員及び定員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名（教職員1名含む）
- ③ 幹事 若干名（教職員1名含む）
- ④ 監事 2名
- ⑤ 常任委員 若干名
- ⑥ 顧問 若干名
- ⑦ 参与 1名

(役員の選出)

第10条 役員の選出方法は次のとおりとする。

- ① 会長・副会長・幹事は常任委員会で選出し、総会の承認を得るものとする。
- ② 常任委員は、各学年で互選する。会員である教職員も常任委員とする。
- ③ 監事は会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。
なお、監事は他の役員を兼ねることはできない。
- ④ 顧問は会長経験者とする。
- ⑤ 参与は学校長とする。

(役員の任務)

第11条 役員の任務は次のように定める。

- ① 会長は本会を代表し会務を総括する。また、総会・常任委員会を招集し、その議長を指名する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- ③ 幹事は会長の指示により、本会の庶務及び会計事務を行う。
- ④ 監事は本会の会計を監査する。
- ⑤ 常任委員は常任委員会を構成し、各専門部に属する。また本会の事業活動の実施及び学校活動の協力をする。
- ⑥ 顧問は会長の諮問に応じる。
- ⑦ 参与は本会の諸活動に参加し、助言することができる。また、学校運営との調整を図る。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は1年とする。ただし、1度の再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(総会)

第13条 総会は毎年1回、年度初めに開催し、次の事項を審議し決定する。

- ① 前年度の事業報告及び会計報告
 - ② 本年度の事業計画及び予算の承認
 - ③ 役員の承認
 - ④ 会則の制定と改廃
 - ⑤ その他の重要事項
- 2 総会は会員の過半数の出席を必要とする。ただし、委任状を含むものとする。
- 3 総会の議決は出席者の過半数を要する。ただし、委任状を含むものとする。
- 4 会長・常任委員会が必要であると認めた場合、または会員の過半数の要求があった場合は、臨時総会を開くことができる。

(常任委員会)

第14条 常任委員会は毎学期1回以上開催し、次の事項を審議し決定する。

- ① 総会に提出する議案
- ② 各部の連絡調整及び計画の実施
- ③ 庶務・会計に関する事項
- ④ 本会運営に関する事項
- ⑤ その他必要な事項

第6章 運営

(執行部・専門部の設置)

第15条 本会の活動、会務を遂行するために、執行部・専門部を置く。

(執行部)

第16条 執行部は会長、副会長、及び幹事で構成し、職務分掌は次のとおりとする。

- ① 会議の計画と運営に関する事項
- ② 予算・決算に関する事項
- ③ 渉外、慶弔、表彰
- ④ その他の専門部に属しない事項

(専門部)

第17条 専門部は常任委員で構成し、部長・副部長を各1名選出する。

第18条 専門部は次のとおりとし、それぞれの事項を分掌する。

(1) 学年部

- ① 役員選出に関する事項
- ② 生徒の進路に関する事項
- ③ 学級・学年PTAの運営及び連絡調整

(2) 文化・厚生部

- ① 会員の研修・親睦に関する事項（家庭教育学級等）
- ② 生徒の福祉・厚生に関する事項
- ③ あいさつ運動に関する事項
- ④ ベルマーク運動に関する事項

(3) 環境部

- ① 資源回収に関する事項
- ② 学校環境の整備及び設備助成に関する事項

(4) 広報部

- ① 広報活動に関する事項（広報「桜樹」の発行等）

(学年委員会)

第19条 本会活動の振興のため、学年委員会を置く。

第20条 学年委員会は各学年役員で構成し、委員長・副委員長を各1名選出する。
各学年委員長・副委員長は学年部に所属するものとする。

第21条 学年委員会は次の事項を分掌する。

- ① 学年・学級に関する事項
- ② 学年・学級行事等への協力に関する事項

第7章 補則

(帳簿)

第22条 本会に次の帳簿を備える。

- ① 会員名簿
- ② 役員名簿
- ③ 会計簿
- ④ 議事録
- ⑤ 備品台帳

(細則及び規程)

第23条 本会則の施行に関する細則及びその他必要な規程を別に定める。

2 細則・規程を制定または改廃したときは、次期総会に報告しなければならない。

(会則の変更)

第24条 本会の会則は、総会の承認を得て変更することができる。

附則

1 本会則は昭和62年4月1日より施行する。

2 平成 2年4月28日一部改正

3 平成 4年4月25日一部改正

4 平成 6年4月30日一部改正

5 平成12年4月28日一部改正

6 平成15年5月 7日一部改正

7 平成17年5月13日一部改正

8 平成18年5月19日一部改正

9 平成19年5月30日一部改正

10 平成29年5月12日一部改定

11 平成30年5月11日一部改正

12 令和 2年5月14日一部改正

13 令和 3年5月27日一部改正

桜山中学校PTA慶弔規程

第1条 PTA会員及び生徒の慶弔・見舞いを次のように定める。

- | | | | |
|---------|-------------------|------------|--|
| (1) 弔慰金 | 会員の死亡 | 10,000円 | |
| | 生徒の死亡 | 10,000円と供花 | |
| (2) 見舞金 | 会員の傷病による入院（30日以上） | 5,000円 | |
| | 生徒の傷病による入院（15日以上） | 5,000円 | |

第2条 隣接校との祝賀行事については従来例にならい祝金を贈る。

第3条 この規程についての返礼は一切ないものとする。

第4条 特別の事情があつて前各条の規程によりがたいと認めるときは会長・副会長の協議によって決定し、次期常任委員会に報告するものとする。

附則

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1 本規程は、昭和62年4月1日より施行する。 | 9 平成19年5月30日一部改正 |
| 2 平成2年4月28日一部改正 | 10 平成29年5月12日一部改正 |
| 3 平成4年4月25日一部改正 | 11 平成30年5月11日一部改正 |
| 4 平成5年4月24日一部改正 | |
| 5 平成6年4月30日一部改正 | |
| 6 平成9年4月28日一部改正 | |
| 7 平成12年4月28日一部改正 | |
| 8 平成14年5月9日一部改正 | |

桜山中学校創立記念事業積立規程

第1条 この規程は、本校創立10周年記念事業を期に次回創立記念事業基金としての積立を規定するものである。

第2条 積立金は、PTA会費、資源回収、バザー等の収益金及び本校創立記念事業に賛同する協賛金等をもって充て、その積立額についてはPTA常任委員会において協議、決定し次期総会に報告するものとする。

附則

- 1 本規程は平成2年4月28日より施行する。
- 2 平成6年4月30日一部改正
- 3 平成17年5月13日一部改正
- 4 平成29年5月12日一部改正

桜山中学校PTA 個人情報取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、桜山中学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと、活動の円滑な運営を図るとともに、個人の権利・利益を保護することを目的に、作成する名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責 務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、あらゆる場面において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、本会副会長とし、本会会長がこれを任命する。

(取扱者)

第4条 本会の個人情報の取扱者は本会執行部役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。その職を退いた後も同様とする。

(収 集)

第6条 本会は、必要に応じて次の個人情報を収集する。

- (1) 在学生徒の氏名、学年、組、保護者氏名、連絡先、在学する兄弟関係
- 2 個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。
- 3 要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得るものとする。

(利 用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的で利用する。

- (1) 会員名簿、役員名簿、事業運営のための名簿の作成・運用
- (2) 活動に必要な連絡、文書等の配布
- (3) 会費集金及び管理

(利用目的による制限)

第8条 管理者・取扱者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条の規程により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管 理)

第9条 個人情報は管理者・取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信の際の暗号化、デバイス本体又はファイルのパスワード設定等の管理を適切に行うものとする。

2 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管し、管理者・取扱者でない者の目に触れる場所に放置しない等、管理を適切に行うものとする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報には次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 提供する対象者の同意に関する事項

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意に関する事項（事業者でない個人から提供を受ける場合を除く）

(情報開示等)

第14条 本会は、会員本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じるものとする。

(漏洩時等の対応)

第15条 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者である副会長及び会長に報告し、必要な対策を遅滞なく講じるものとする。

(研 修)

第16条 本会は、執行部役員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本規程は、平成30年5月11日より施行する。

いじめ防止スローガン

みんなで子育て よく見て、よく聞き、よく話そう！

見逃しません、子どもの小さな変化

ためらいません、子どもとの対話

連携します、家庭・学校・地域

さいたま市PTA協議会